

要請書 東京高等検察庁御中

再審開始決定を真摯に受け止め、異議申し立てなどの妨害を一切しないことを要請する。

2012年6月7日 無実のゴビンダさんを支える会

本日、東京高等裁判所第4刑事部（小川正持裁判長）はゴビンダ・プラサド・マイナリ氏に対し、「再審を開始する」との決定を行いました。

請求審を通じて次々に明らかになった無罪証拠は、それ単独でも無罪を言い渡すべき新証拠に該当し、ましてや一審無罪判決に導いた旧証拠と併せたとき、もはやどのような意味でも有罪主張の根拠は消滅しています。このことは、真実から目をそらさないあらゆる誠実な専門家やマスメディアの中で、本日の再審開始を当然とする論調が、決定前から広がっていたことから明白です。

こうした中で、独り検察のみが、健全な市民常識から見て嗤うべき「独自の見解」をもって有罪主張にしがみつくと、ますます検察の権威を失墜させる以外の何物をも生み出しません。

検察はこの間、富山氷見事件、足利事件をのぞくあらゆる再審事件（名張毒ぶどう酒事件・大崎事件・布川事件・福井女子中学生事件・東住吉事件）で再審開始決定に対して即時抗告や異議申し立てで抵抗し、「公益の代表者」としての使命を忘れ、「検察村」の面子のみを行動規範とすることで、心ある人たちの輦感を買っています。

次々と再審開始決定がなされることは、今や検察が根本的な意識変革を要求されていることを示しています。今こそ、勇気を持って小手先ではない自己改革への道へ踏み出すべき希有の機会です。ゴビンダさんへの再審開始決定も、その貴重な試金石に他なりません。

本日の再審開始決定に対し、まかり間違っても異議の申し立てなどの妨害行為を行わないことは、その大前提です。その上にたって、刑事訴訟法第442条但し書きを適用し、ゴビンダさんの刑の執行をただちに停止して下さい。

今この場には、ゴビンダさんの妻ラダさんと2人の娘、ミティラさんとエリサさんが要請に来ています。彼らが帰国する時には、永く不在であった夫と、父親と、ともに故郷の地を踏むことができるよう、誠意を持って尽力されることを強く要請します。

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付
事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail: govinda@jca.apc.org